

春日井市職員旧姓使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市の一般職に属する職員（以下「職員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の姓を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の姓（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 旧姓を使用することができる文書等は、公権力の行使に関わらないもので、職務遂行上又は事務処理上支障がないものとして、次に掲げるものとする。

- (1) 名札、名刺、席次表等単に氏名が記載された文書等
- (2) その他法令に基づかない軽易な文書等で、任命権者が認めるもの

(申請)

第3条 旧姓の使用を希望する職員（次条において「申請者」という。）は、旧姓使用承認申請書（第1号様式）により、所属長を経由して任命権者に申請しなければならない。

(承認)

第4条 任命権者は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用承認通知書（第2号様式）を申請者及びその所属長に通知するものとする。

(旧姓使用職員の責務)

第5条 前条の規定により旧姓の使用の承認を受けた職員（以下「旧姓使用職員」という。）は、旧姓を使用するときは、市民、関係機関及び職員に誤解や混乱が生じることがないように常に留意しなければならない。

- 2 旧姓使用職員は、旧姓を使用することができる文書等に、すべて旧姓による記載をしなければならない。

(所属長の責務)

第6条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。

- 2 旧姓使用職員が異動したときは、異動前の所属長は、旧姓使用職員である旨を異動先の所属長に報告するとともに、当該旧姓使用承認通知書の写しを送付するものとする。

(中止)

第7条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（第3号様式）を、所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。

- 2 戸籍上の姓を改めた場合を除き、前項の規定により旧姓の使用を中止した職員は、特別な事由がない限り、再び同じ旧姓を使用することはできない。

(取消)

第8条 任命権者は、旧姓使用職員による旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、旧姓の使用の承認を取り消すことができる。

2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用の承認を取り消したときは、旧姓使用取消通知書（第4号様式）により当該旧姓使用職員及びその所属長に通知するものとする。

(台帳の整備)

第9条 任命権者は、旧姓の使用の状況を明確にするため、旧姓使用職員台帳を作成し、管理するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 第3条の規定による承認の申請及び第4条の規定による承認通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

第1号様式（第3条関係）

旧姓使用承認申請書

年 月 日

（任命権者）

所 属
職 名
氏 名

春日井市職員旧姓使用取扱要綱の規定に基づき、次のとおり旧姓を使用したいので承認してください。

- 1 使用する旧姓
- 2 旧姓使用を希望する主な理由
- 3 戸籍上の姓となった日

年 月 日

第2号様式（第4条関係）

旧姓使用承認通知書

年 月 日

様

（任命権者）

年 月 日付けで申請のあった旧姓の使用については、次のとおり承認します。

1 使用を承認する旧姓

2 使用開始年月日

年 月 日

第3号様式（第7条関係）

旧 姓 使 用 中 止 届

年 月 日

（任命権者）

所 属
職 名
氏 名

年 月 日付けで使用を承認された旧姓については、次のとおり使用を中止します。

1 使用を中止する旧姓

2 使用を中止する理由

3 使用中止年月日

年 月 日

第4号様式（第8条関係）

旧姓使用取消通知書

年 月 日

様

（任命権者）

年 月 日付けで承認した旧姓の使用については、次のとおり取り消します。

- 1 使用の承認を取り消す旧姓
- 2 使用取消の理由
- 3 使用取消年月日

年 月 日